

令和6年第10回三股町農業委員会総会議事日程

令和6年10月28日（月）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第21号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
- 日程第5 議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第50号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について
- 日程第7 議案第51号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第52号令和6年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第9 議案第53号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第54号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

令和6年第10回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6 ）

日程第6

議案第50号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第51号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 3 ）

日程第8

議案第52号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

日程第9

議案第53号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

可決（ 6 ）

日程第10

議案第54号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 25 ）

令和6年第10回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 10月28日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 10月28日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 6 年第 10 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規程第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第 3 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 1 番委員の小倉休幸さんと 2 番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 20 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 20 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 13 件 28 筆 18,270 m²、うち田が 24 筆 13,311 m²、畑が 4 筆 4,959 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 66 番から 5 頁 78 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 4、報告第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第21号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて報告するもので、合計1件1筆1,497㎡、畑が1筆1,497㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁1番のお目通しをお願いいたします。

事務局

ここで、説明を致します。

報告第 2 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて説明いたします。資料の 7 頁をご覧ください。

[illegible]

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第5、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 49 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 6 件 7 筆 2, 348 ㎡、うち田が 2 筆 656 ㎡、畑が 5 筆 1, 692 ㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 4 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料 8 頁 2 9 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 2 9 番、受付年月日：令和 6 年 1 0 月 1 0 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字中原 3 8 5 6 番 5、地目：畑、面積：4 1 0 m²です。渡人の希望による売買による所有権移転となります。受人はご主人と二人で 45 年間農業に従事され 4, 5 1 6 m²を耕作し、農機具はトラクター、管理機、動力噴霧器、畦草払い機を所有されています。

農地法第3条第2頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 29 番は 10 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は町内在住で、水稻を中心に作付けされております。農地は全て耕作されており、農機具も所有されており、作業に従事されるのは 2 名です。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。農地も効率的に利用できると思います。

利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2 番委員（下石 昭廣）

一つ確認です。登記簿が雑種地で現況が畑となっていますので 3 条申請で大丈夫だと思いますが、畑として使われるのですよね？

3 番委員（内村 介貞）

はい、今えん麦が植えてあり、今後も農地として使用されると思います。

2 番委員（下石 昭廣）

はい、分かりました。

議長（溝口 良信）

ほかにはないでしょうか。ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 30 番から 32 番は同一受入となりますので、一緒に説明を致します。受付番号 30 番、受付年月日：令和 6 年 10 月 10 日、受入：〇〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇〇、申請地：長田字車場 199 番 4、地目：田、面積：565 m²です。続きまして、受付番号 31 番、受付年月日：令和 6 年 10 月 10 日、受入：〇〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇〇、申請地：長田字車場 199 番 8、地目：田、面積：91 m²です。現況は受付番号 30 番への通路となっております。今回は渡入の希望による贈与による所有権移転になります。続きまして、受付番号 32 番、受付年月日：令和 6 年 10 月 10 日、受入：〇〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字車場 231 番 2 他 1 筆、地目：畑、合計面積：977 m²です。渡入希望による贈与による所有権移転となります。

受入は奥様と 2 名で 50 年農業に従事され、34,458 m²を耕作されており農機

具はトラクター、コンバイン、田植機、動力噴霧器を所有されております。
農地法第3条第2頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

この3件につきましては、私の方で説明をさせていただきます。
受付番号30、31、32番は10月25日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をおこないました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は現在は前目に住んでいますが、以前は中野集落の出身です。トラクター、農機具は中野集落の元の屋敷においてあります。水稻とそば等を植えて農業経営をしています。農作業に従事されるのは奥様と2名です。渡人の3名は高齢で、農業をされておらず、贈与にて所有権移転をするものです。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号33番と34番も同一受人となりますので、一緒に説明させていただきます。受付番号33番、受付年月日：令和6年10月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字中原2853番3、地目：畑、面積：64㎡です。受付番号34番、受付年月日：令和6年10月10日、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字中原2854番1、地目：畑、面積：241㎡です。受人の要望による売買による所有権移転となります。渡人は申請地の南側の中古住宅を同時に購入されております。兼業による新規就農を計画されており、当該農地に路地野菜を栽培し申請人家族により自家消費される予定です。農機具の購入予定はないものの、適切な営農計画が提出されています。
農地法第3条第2頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

この案件も私の方で説明させていただきます。
受付番号33番、34番は10月25日に第3ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は中古住宅を購入されていて、子供さんが3名います。子供達が自然に触れる

ことが好きであり、宅地のそばに畑があるところを探していたところ今回の申請地を見つけられたようです。申請地には家庭菜園、花等を植えて子供たちに自然とのふれあいをさせてあげるようです。農機具については貸してくれるところはないですかと、相談を受けましたのでJ A等紹介をしたところです。

利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号29番から34番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号29番から34番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第6議案第50号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第50号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計1件1筆297㎡、畑が1筆297㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第50号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてご説明します。総会資料12頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号1番、受付年月日：令和6年10月10日、承継人：〇〇〇〇〇、非承継人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前4200番、地目：畑、面積：297㎡です。すでに受けた転用許可内容としては許可年月日昭和51年4月28日、許可番号6003-12、転用目的は一般個人住宅でした。事業を遂行できない理由は非承継人は転用実行をする前に夫の親の介護が必要になり急遽、夫の実家である都城に引っ越すことになったとのことです。現在は年齢も高齢になったため都城市内の施設に入居しており該当地には建築することは見込めないとのことで事業計画変更を出されたものです。承継人の〇〇〇〇〇さんの申請については、議案第51号受付番号38番でご説明いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第50号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について受付番号1番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第50号農地転用許可後の事業計画変更申請について承認することに決定いたしました。続きまして日程第7、議案第51号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第51号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計3件3筆1,035㎡、うち田が1筆567㎡、畑が2筆468㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第51号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料14頁36番から38番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号36番、受付年月日：令和6年10月9日、受人：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、渡人：○○○○○、申請地：長田字長原5102番58、地目：畑、現況：山林、面積：171㎡です。譲渡人より始末書が提出されております。売買による所有権移転で、転用目的は、植林、資金計画は自己資金になります。こちらの農地は、10ha以上の農地の連単があることから第1種農地に区分されますが、申請地に隣接する土地と一体となって植林をする計画で事業総面積に占める申請地の面積割合の要件を満たしているため不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号36番は10月25日に第3ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は植林です。渡人は申請地を長年山林であると認識していましたが今回土

地を売却するにあたり地目を確認したところ農地であることが判明しました。また、受人は申請地の近くに山林を保有し事業拡大に伴い新たな植林が可能な土地が必要となったため今回の申請を行いました。渡人から始末書の提出もあります。転用によって近隣農地の日照、通風等著しい支障はありません。雨水は地下浸透、生活排水は生じません。以上のことから特に問題はないものと思われますので、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 37 番、受付年月日：令和 6 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：五本松 14 番 8、地目：田、面積：567 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は自己資金になります。こちらの農地は、第二種住居区域です。

農地法施行規定第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 37 番は 10 月 24 日に第 2 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は樺山に住まいがありますが、年齢的に階段の上り下りが困難になり、また家族が減ったため今回売買することになったようです。近隣にはスーパー、病院が近くにあり生活環境が最適であることから申請地付近の住宅を探していましたが、地権者との交渉が折り合わず購入することができなかったため申請地の建築を計画したものです。500 m²を超えてますが、変形であり 567 m²は必要な面積であります。土地を造成するにあたり土砂流出防止のため境界にブロックを積みます。雨水、生活排水は南側の町下水道へ放流します。雨水、排水は宅内枡から南側町道側溝に排水するとのことです。以上のことから問題はないと思われます。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号３８番、こちらは議案第５０号の事業計画変更に関連するものです。受付年月日：令和６年１０月１０日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前４２００番地、地目：畑、面積：２９７㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は貸家解消のための一般個人住宅１棟、資金計画は借入になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第４４条第３号により、第３種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村 介貞）

受付番号３８番は１０月２５日に第４ブロック委員３名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は借家住まいで、家族が増えたため住宅環境に最適である申請地に住宅を建築するものです。境界にブロック塀を設置し、生活排水は合併浄化槽にて処理後北側町道側溝へ、雨水は枡を設置し、同じく町道側溝へ放流するものです。以上のことから特に問題はないとし、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第５１号農地法第５条の規定による許可申請の承認について、受付番号３６番から３８番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第５１号農地法第５条の規定による許可申請の受付番号３６番から３８番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第８、議案第５２号令和６年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第５２号令和６年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてで

ざいます。詳細につきましては、総会資料15頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回3名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者3名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第52号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第52号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第53号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第53号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回、所有権移転は合計5件、5筆4,564㎡、うち田が1筆917㎡、畑が4筆3,647㎡でございます。利用権設定につきましては、合計1件1筆2,908㎡、田が1筆2,908㎡でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料17頁115番から119番まで、利用権設定に関する総会資料は18頁191番となっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

2番委員（下石 昭廣）

所有権移転の受手の方の情報をお話させていただきます。

〇〇〇〇さんですが、本人が認定農業者になりたいと農政企画の方に相談に来られたようです。そこから私が相談を受けるようになりました。本来であれば新規認定をうけたかったようですが、本人が目指すのが自然薯栽培でした。普及センターや役場に相談をしたのですが、自然薯の経営計画の元になるものがないとのことから、新規認定者は断念されました。今年の7月から来年の6月まで、実践塾に行ってお

られます。来年の6月で卒業をして農業をしていく中、農地がないという話になりました。農地を売買するのに、まずは推薦農業者に乗せて、次に人・農地プランの名簿に乗せて、売買することができるようになりました。今回売買する畑は米田さん宅の目の前の農地です。田んぼを1筆購入されるのは、お米を自家栽培するためです。

借地を含めてもう少し農地が欲しいという話になっておりますので、第2ブロックの方たちに相談してあります。

議長（溝口 良信）

他になにかありませんか。ないようですから、議案第53号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定に関する総会資料、17頁115番から18頁119番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第53号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第54号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第54号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。利用権設定につきまして合計25件39筆32,621㎡、うち田が24筆19,239㎡、畑が15筆13,382㎡でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長（溝口 良信）

農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料21頁94番から25頁118番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第54号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について、総会資料21頁94番から25頁118番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第54号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。10月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第10回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時